

(業務計画書の提出)

第7条 乙は、契約締結後速やかに業務計画書(様式第1号)を提出し、甲の承認を受けるものとする。

(業務計画の変更)

第8条 乙は、業務計画書の内容を変更しようとするときは、事前に業務変更計画書(様式第2号)を提出し、甲の承認を受けなければならない。

ただし、業務計画書の収支予算の支出の部区分の欄に掲げる経費20%以内の流用及び消費税及び地方消費税の額に係る変更については、この限りではない。

(調査等)

第9条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(実績報告及び完了検査)

第10条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して実績報告書(様式第3号)を提出しなければならない。

2 甲は、前項の実績報告書を受理したときは、その日から起算して10日以内に、委託業務の完了について検査を行うものとする。

(委託料の支払)

第11条 前条第2項の検査終了後、乙は、委託料の支払を委託料精算払請求書(様式第4号)により、請求するものとし、甲は、請求書を受理した日から起算して30日以内に、委託料を支払うものとする。

(前金払)

第12条 前条の規定にかかわらず、甲は、必要と認めるときは、委託料の全部又は一部を前金払することがある。

2 乙は、前金払を受けようとするときは、委託料前金払請求書(様式第5号)により、請求するものとする。

(甲の解除権)

第13条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相

当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 第15条によらないで、乙から契約の解除願の提出があったとき。

(2) 乙又はその代理人若しくは使用人が契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。

(3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく甲が行う確認の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(4) 前3号のほか、乙がこの契約に基づく義務を履行しないとき。

(5) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。

(6) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(7) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

(8) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(9) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

3 乙は、第1項又は第2項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

（違約金）

第14条 乙は、前条第1項又は第2項の規定により契約が解除されたときは、解除した部分に相当する額の10分の1を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 乙が前項の違約金を甲が指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わなければならない額に甲の指定する期間を経過した日から起算して支払いの日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における遅延防止法第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を徴収する。

(乙の解除権)

第15条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第16条 委託業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する理由によるものであるときは、その損害のために必要を生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(関係書類の整備及び保管)

第17条 乙は、委託業務に係る経費を他の経費と区別して経理するとともに、その支出を明確にし、他に流用してはならない。

2 乙は、委託業務の関係書類を委託業務完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

(秘密の保持)

第18条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(契約外の事項)

第19条 この契約書に定めのない事項については、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の証として、書面又は電磁的記録にて本書を作成する。書面にて作成する場合には、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。電磁的記録にて契約書を作成する場合には、甲及び乙がそれぞれ電子署名を行い、各自が保存する。

令和 年 月 日

松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛媛県

知事 中 村 時 広

乙

様式第 1 号（第 7 条関係）

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住所

法人名

代表者職氏名

印

令和 7 年度愛媛県海洋プラスチックごみ実態把握調査業務計画書

令和 年 月 日付けで契約を締結した令和 7 年度愛媛県海洋プラスチックごみ実態把握調査業務について、委託契約書第 7 条の規定に基づき、業務計画を下記のとおり提出します。

記

- 1 業務の内容
- 2 業務の実施予定期間
- 3 業務の実施場所
- 4 収支予算書（別紙様式 1）
- 5 個人情報取扱特記事項第 4 に係る安全管理措置
- 6 その他

※押印を省略する場合のみ記載

本件責任者（職氏名・連絡先）	Tel: - -
担当者（職氏名・連絡先）	Tel: - -

様式第2号（第8条関係）

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住所

法人名

代表者職氏名

印

令和7年度愛媛県海洋プラスチックごみ実態把握調査業務変更計画書

令和 年 月 日付け 第 号で承認のあった令和7年度愛媛県海洋プラスチックごみ実態把握調査業務計画書を下記のとおり変更したいので、委託契約書第8条の規定に基づき、その承認を申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 業務の内容
- 3 業務の実施予定期間
- 4 業務の実施場所
- 5 収支予算書（別紙様式1）
- 6 個人情報取扱特記事項第4に係る安全管理措置
- 7 その他

(注)変更のない事項については、省略することができる。

※押印を省略する場合のみ記載

本件責任者（職氏名・連絡先）	Tel: - -
担当者（職氏名・連絡先）	Tel: - -

様式第3号（第10条関係）

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住所

法人名

代表者職氏名

印

令和7年度愛媛県海洋プラスチックごみ実態把握調査業務実績報告書

令和 年 月 日付けで契約を締結した令和7年度愛媛県海洋プラスチックごみ実態把握調査業務について、委託契約書第10条第1項の規定に基づき、実績報告を下記のとおり提出します。

記

- 1 業務の内容
- 2 業務の実施期間
- 3 業務の実施場所
- 4 業務の結果（効果）
- 5 収支決算書（別紙様式2）
- 6 その他

※押印を省略する場合のみ記載

本件責任者（職氏名・連絡先）	Tel: - -
担当者（職氏名・連絡先）	Tel: - -

様式第4号（第11条関係）

令和7年度愛媛県海洋プラスチックごみ実態把握調査業務委託料精算払請求書

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住所

法人名

代表者職氏名

印

令和 年 月 日付けで契約を締結した令和7年度愛媛県海洋プラスチックごみ実態把握調査業務に係る委託料について、委託契約書第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金 円也

内訳 委託料 金 円也

前金払受領済額 金 円也

今回請求額 金 円也

※押印を省略する場合のみ記載

本件責任者（職氏名・連絡先）	Tel: - -
担当者（職氏名・連絡先）	Tel: - -

様式第5号（第12条関係）

令和7年度愛媛県海洋プラスチックごみ実態把握調査業務委託料前金払請求書

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住所
法人名
代表者職氏名 印

令和 年 月 日付けで契約を締結した令和7年度愛媛県海洋プラスチックごみ実態把握調査業務に係る委託料について、委託契約書第12条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金 円也

内訳 委託料 金 円也

前金払受領済額 金 円也

今回請求額 金 円也

残額 金 円也

（注）前金払を必要とする理由書を添付すること。

※押印を省略する場合のみ記載

本件責任者（職氏名・連絡先）	Tel: - -
担当者（職氏名・連絡先）	Tel: - -

別紙様式 1

収 支 予 算 書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	備 考
愛媛県委託料		
合 計		

2 支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	備 考
小 計		
消費税及び地方消費税の額		
合 計		

(注) 委託先が免税業者の場合は、支出の部区分欄の「消費税及び地方消費税の額」を「消費税及び地方消費税の影響額」とする。

別紙様式2

収 支 決 算 書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	決 算 額	備 考
愛媛県委託料		
合 計		

2 支出の部

(単位：円)

区 分	決 算 額	備 考
小 計		
消費税及び地方消費税の額		
合 計		

(注) 委託先が免税業者の場合は、「消費税及び地方消費税の額」はそれぞれの区分に含める。